

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		航空企画推進課			
○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分		循環型社会推進課			
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定		健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		指導監査課			
○ 指定居宅サービスの事業の廃止		耕地課			
【公告】		〃			
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		〃			
○ 県営土地改良事業の工事完了		運転免許課			
【公安委員会】		〃			
○ 指定講習機関の指定の一部改正		〃			
○ 運転免許取得者等教育の認定の一部改正		〃			
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第三百七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
軽自動車 ホンダ ライフ	箱型 一台	倉敷五八〇み四二四三

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年三月二十一日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第四駐車場D北側）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第三百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

加賀郡吉備中央町下加茂字加茂山官林一五〇六番三六の一部

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、令和七年四月二日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第三百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年六月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

有限会社 あしだ薬局 植月店
ブプレひまわり薬局 倉敷松島店

勝田郡勝央町植月中二八六四―三
倉敷市松島一〇六五―一 松島創宅ビル二〇四

令和七年五月一日
令和七年五月十二日

◎岡山県告示第三百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年六月十三日

指定を辞退した医療機関

名称

久安薬局

所在地

井原市七日市町五四三

岡山県知事 伊原木 隆 太

辞退年月日

令和七年五月三十一日

◎岡山県告示第三百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

美咲町柵原デイサービスセンターかしのき荘

2 所在地

久米郡美咲町吉ヶ原八六二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

2 所在地

久米郡美咲町原田三二〇〇―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年六月六日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇二五三

五 サービスの種類

通所介護

〔二六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和七年六月十三日

一 土地改良区の名称
勝英土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

住所

理事監

見氏
文夫名
江見氏
文夫名

理事

福田 慶三 勝田郡勝央町豊久田二三四三一

西森 敏明
〃
〃
〃
一五二三

小村 雅紀 小村 雅紀
 //
 //
 石生一〇四一

丸尾 忍
丸尾 忍
〃
〃
美野九二九

岸本 圭介
//
//
畑屋二〇七七—二二

山下 一男
〃
〃
〃
一九九一—二

佐古甫 佐古甫 〃 〃 植月東三三七七—四五

末田 寛司
〃
〃
植月北二三九

植月	昭義	〃	〃	植月中四〇九
----	----	---	---	--------

坂元 文明 坂元 文明 美作市真加部二四四一六

赤堀 健吾 赤堀 健吾 //

安東	雅彦	〃	〃	二五七二
----	----	---	---	------

竹内	芦田	潤治	芦田	潤治	勝田	津山
圭					郡奈義	行原二九一
					町柿八四四	

竹内進
申田圭
津山市原二九一
ノ三八四一

和 二 改 行	和 二 改 行	吉 日 邨 竟 野 丁 尺 田 一 二
------------------	------------------	--

萩原 和仁	萩原 和仁	美作市巧木三〇九一
成司 毎行	成司 毎行	古日君鋤野田沢日一二〇

奥	王親	奥	王親	勝田郡奈義町玄岡六七七
萩原	詩司	萩原	詩司	美作市木ノ三(九一)

高山	眞宏		勝央町 植月一五
----	----	--	-------------

佐藤 誠志
〃
〃
豊久田 一六六

藤原 卓史
〃
〃
植月 中一五七八

植月 誠彦
〃
〃
河原八三九一

豊福 圭三 豊福 圭三 美作市平福一六五十一

〃 〃 〃 〃 監
事

〔二六五〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和七年六月十三日
地 区 名 岡山県知事 伊 原 木 隆 太
近 平 第 5 工 種 用排水施設整備 完了年月日 令和七・二・四

◎岡山県公安委員会告示第八十号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

岡山県公安委員会

本則の表九の項中「竹 下 哲 哉」を「桃 枝 義 彦」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第八十一号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部
を次のように改正する。

令和七年六月十三日

岡山県公安委員会

本則の表九の項中「竹下 哲哉」を「桃枝 義彦」に改める。